

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月十日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

<p>路 線 名</p>	<p>飯能寄居線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>日高市大字北平沢字上岡一二五五番一 地先から同市大字北平沢字久保ヶ谷戸 一三八二番一地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和二年三月十日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成三十年十二月二十 一日付け埼玉県飯能県土 整備事務所長告示第十二 号で告示した道路予定区 域の一部供用開始であ る。 延長四八〇・五五メー トル</p>